伊賀市国民保護計画(平成24年度修正)修正要旨の公表について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、伊賀市国民保護計画を変更したので、同条第8項において準用する同条第6項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表します。

【変更の目的】

伊賀市では、指定行政機関の追加、三重県及び伊賀市の組織改正に伴う修正、気象状況・人口等統計数値の時点修正等のため、現行の「伊賀市国民保護計画」の修正(軽微な変更)を行いました。

【変更の要旨】

- 1 指定行政機関の追加
 - ① 消費者庁、観光庁の追加
- 2 三重県、伊賀市の組織改正等に伴う修正
 - ① 生活関連等施設の種類及び所管県担当部局の変更
 - ② 市の各部における平素の業務の変更
- 3 時点修正等
 - ① 伊賀市気象状況、人口等統計数値の時点修正
- 4 全国瞬時警報システム (J-ALERT) 導入に伴う表記の変更